

# 横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例及び同解説 新旧対照表

※ 下線部分が改正部分

平成 30 年 9 月改正

旧	新
横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例及び同解説	横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例及び同解説
目次 第 9 条 (仮設建築物に対する制限の緩和) ..... 11	目次 第 9 条 (仮設興行場等に対する制限の緩和) ..... 11
<b>不燃化推進条例及び逐条解説</b>	<b>不燃化推進条例及び逐条解説</b>
第 1 条～第 8 条 略	第 1 条～第 8 条 略
(仮設建築物に対する制限の緩和) 第 9 条 法第 85 条第 5 項に規定する <u>仮設建築物</u> については、第 6 条第 1 項の規定は、適用しない。  法第 85 条第 5 項の規定による <u>仮設建築物</u> について、条例の制限も緩和する旨の規定です。	(仮設興行場等に対する制限の緩和) 第 9 条 法第 85 条第 5 項又は第 6 項に規定する <u>仮設興行場等</u> については、第 6 条第 1 項の規定は、適用しない。  法第 85 条第 5 項又は第 6 項の規定による <u>仮設興行場等</u> について、条例の制限も緩和する旨の規定です。 <u>仮設興行場等とは、法第 85 条第 5 項に規定する「仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物」をいいます。</u>
第 10 条～第 15 条 略	第 10 条～第 15 条 略
附 則 この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条から第 5 条まで及び第 14 条の規定は、公布の日から施行する。	附 則 (平成 26 年 12 月条例第 75 号) この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条から第 5 条まで及び第 14 条の規定は、公布の日から施行する。  附 則 (平成 30 年 9 月条例第 51 号) (抄) (施行期日) 1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 67 号) 第 1 条の規定の施行の日から施行する。(※)
	※ <u>建築基準法の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 67 号) 第 1 条の規定の施行の日は、平成 30 年 9 月 25 日です。</u>